

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 平成29年12月1日

中欧株式ファンド

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2636号

電話番号: 03-5652-7290

受付時間: 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ: <http://www.carrera-am.co.jp/>

当ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に記載しています。

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドの基準価額、販売会社などについては、上記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

商 品 分 類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属 性 区 分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般	年 4 回	欧州	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

この目論見書により行う「中欧株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年11月15日に関東財務局長に提出しており、平成29年12月1日にその届出の効力が生じております。

- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社名	カレラアセットマネジメント株式会社
設立年月日	平成23年7月19日
資本金	1億6,240百万円(平成29年10月末日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	76,173百万円(平成29年10月末日現在)



1

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主としてポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアを中心に、それらの周辺諸国を含む金融商品取引所に上場している株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1

主としてポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアを中心に、それらの周辺諸国を含む金融商品取引所に上場している企業または同諸国において関連する事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、不動産投資信託証券等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2

銘柄選定にあたっては、事業内容、成長性、収益性、財務健全性などを勘案して厳選します。また、業種配分、バリュエーション、流動性などを考慮して、ポートフォリオを構築します。

3

株式の組入比率は、原則として高位とします。

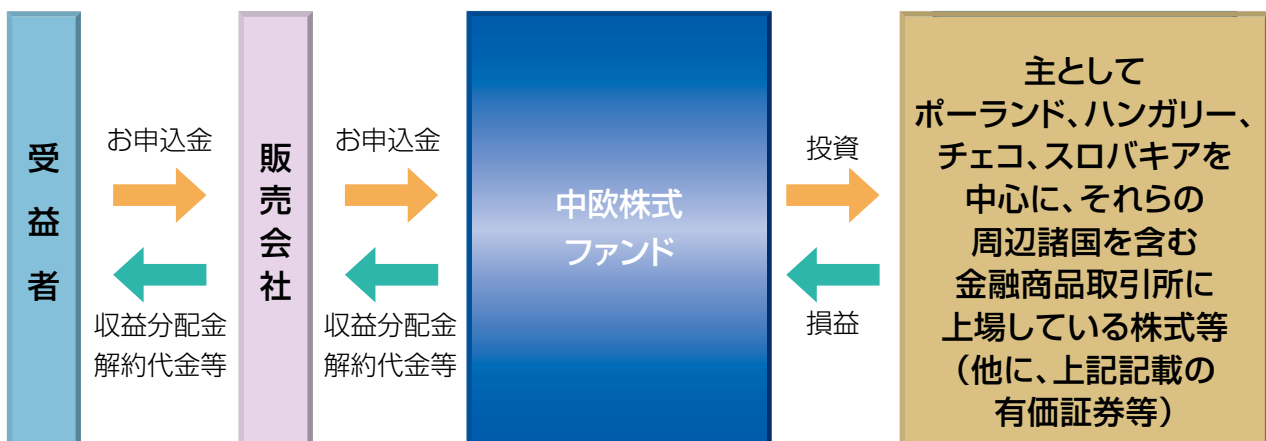
4

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

5

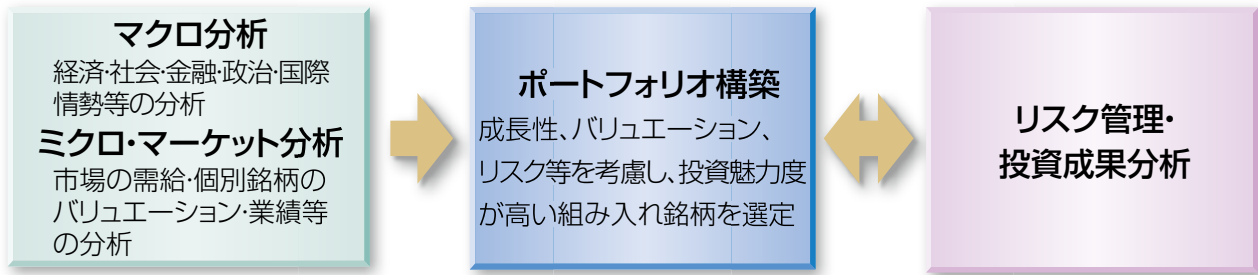
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【ファンドの仕組み】





【運用プロセス】



主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

分 配 方 針

年4回（原則として毎年3月20日、6月20日、9月20日、12月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

<分配のイメージ図>



※ 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

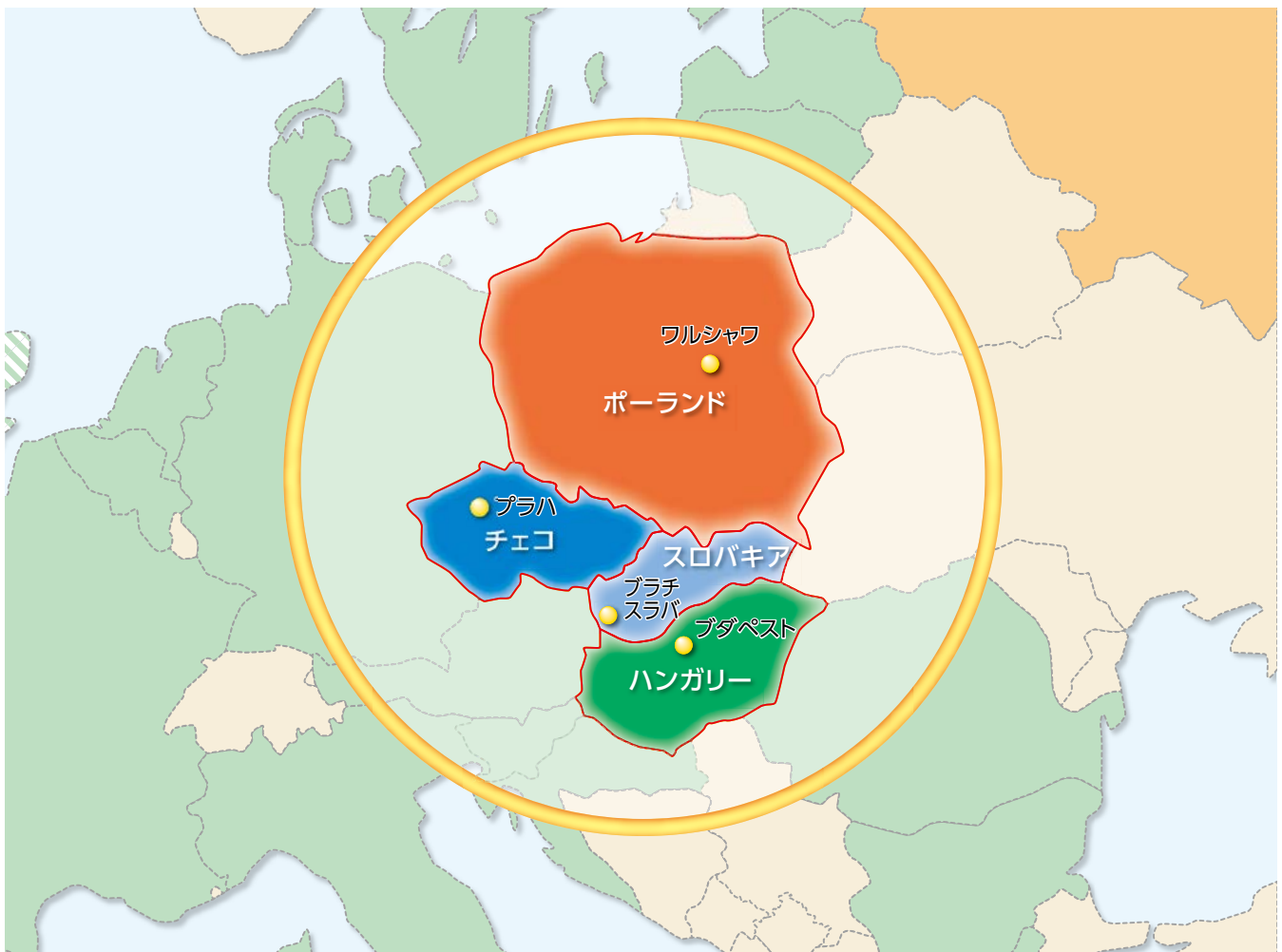


投資対象

ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアを中心に、それらの周辺諸国の企業の株式等を主要投資対象とします。

中欧株式投資の狙い

- 1 EU経済圏の拡大を背景とし、高い経済成長が見込まれる中欧諸国株式への投資
- 2 欧州の中央部に位置し、欧州東西のかけはしとなる生産・販売・物流と輸出入の拡大期待
- 3 EU予算を背景とした、経済・産業インフラの整備と拡大期待
- 4 高い教育水準をもとに、技術革新が加速する産業分野に投資
- 5 カトリック教国としての長い歴史が育んだ、安定して開放的な政治・経済基盤の維持期待
- 6 新興国から先進国へ発展する過程のなかで、魅力ある産業・銘柄への分散投資



<中欧4ヵ国について>

中欧4ヵ国は、総称して「ヴィシェグラード4ヵ国(V4)」と呼ばれています。

1991年2月に発足した協力の枠組みです。1993年1月のチェコスロバキア分離に伴い、4ヵ国で構成されることになりました。年1回の公式首脳会合の他、議長国が策定する行動計画の下、大統領、首相、外相、専門家レベルで各種会合が定期的に行われており、文化、環境、防衛、教育、観光、エネルギー、IT等、多岐に亘る分野で協力が行われています。また、EU内での協議に際し、利害の一致する部分では、ヴィシェグラード・グループとして共通の立場を形成することもあります。

参考：外務省資料(2017年2月23日現在)

当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

ポーランド共和国



面積	約31.2万km ² (日本の約5分の4)
人口	約3,844万人
首都	ワルシャワ
民族	ポーランド人約97%
宗教	カトリック約88%
GDP	約4,693億USD(2016年)
1人当たりGDP	約12,361.27USD(2016年推計)
通貨	ズロチ(Zł)

出所:外務省資料(2017年4月25日更新)、
IMF資料(2017年11月7日現在)

特徴

- 中欧4カ国の中で最大の経済規模
- 金融危機時でも、GDPはプラス成長を維持
- ピアニスト・作曲家ショパンを生んだ国

成長ストーリー

《欧州のサクセス・ストーリー》

ポーランドは、中欧最大の経済を有し、EU(欧州連合)の中でも第6位の経済規模を誇ります。人口の約88%がカトリックで、教育に非常に熱心なお国柄です。優秀な人材を活用して、先進国並の高付加価値型産業構造への転換を推進しており、サイバーセキュリティやロボット産業など先端産業の育成・振興をすすめています。GDP成長率は数年間、EUを上回っており、欧州のサクセス・ストーリーと言われています。

ハンガリー



面積	約9.3万km ² (日本の約4分の1)
人口	約980万人
首都	ブダペスト
民族	ハンガリー人約86%、ロマ人約3.2%、ドイツ人約1.9%等
宗教	カトリック約39%、カルヴァン派約12%
GDP	約1,244億USD(2016年)
1人当たりGDP	約12,652.45USD(2016年推計)
通貨	フォリント(HUF)

出所:外務省資料(2017年5月17日更新)、
IMF資料(2017年11月7日現在)

特徴

- 農業国から工業国へ脱皮
- 欧州大陸物流の一大拠点
- ピアニスト・作曲家リストを生んだ国

成長ストーリー

《インフラ投資で持続的な成長》

ハンガリーは、7カ国と接し、20カ国と1000km以内でアクセス可能な地理的条件を備えます。欧州東西、さらには中東・アフリカへの物流の優位性を活かして、多くの日本企業も進出しています。道路交通・通信網など社会インフラ投資を活発化させ、さらに生産の拠点として工業団地を整備しています。製造業の生産性向上に注力しており、国民所得の持続的拡大が期待されています。

チェコ共和国



面積	約7.9万km ² (日本の約5分の1)
人口	約1,057万人
首都	プラハ
民族	チェコ人約95.5%、その他ウクライナ人、スロバキア人等
宗教	カトリック約10.3%、無信仰約34.3%
GDP	約1,953億USD(2016年)
1人当たりGDP	約18,507.73USD(2016年)
通貨	チェコ・コルナ(Kc)

出所:外務省資料(2017年7月31日更新)、
IMF資料(2017年11月7日現在)

特徴

- 個人所得が急速に増加
- 自動車などの製造業に強み
- 作曲家ドヴォルザークを生んだ国

成長ストーリー

《自動車産業を軸に工業化を推進》

チェコといえば、古くは共産圏の名車を生んだ工業国として有名です。民主化直後から、日本を含む自動車メーカーが相次いで工場進出し、広く欧州向けに完成車を輸出しています。充実した部品製造ネットワークと低廉な人件費で高い競争力を確保し、市場経済の導入と構造改革で、工業インフラは大きく振興中です。

スロバキア共和国



面積	約4.9万km ²
人口	約544.5万人
首都	ブラチスラバ
民族	スロバキア人約80.7%、ハンガリー人約8.5%等
宗教	ローマ・カトリック約62%、プロテスタント(ルター派)約6%等
GDP	約895億USD(2016年)
1人当たりGDP	約16,498.53USD(2016年)
通貨	ユーロ(€)

出所:外務省資料(2017年8月1日更新)、
IMF資料(2017年11月7日現在)

特徴

- 森林資源に恵まれた豊かな国土
- リゾート施設の建設が盛ん
- 財政規律でユーロ加盟国入り

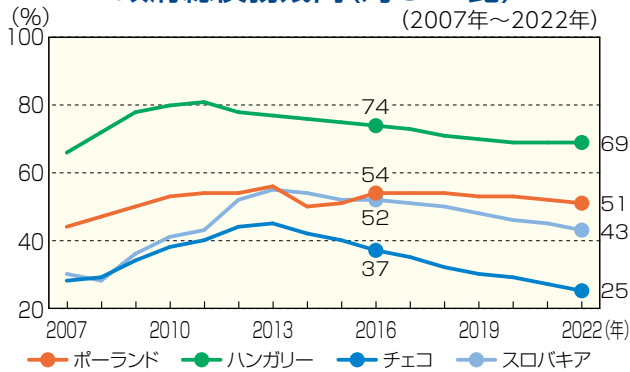
成長ストーリー

《後発の利を活かした高成長国》

スロバキアは、1993年に他国に遅れて独立しましたが、他国の良い政策や仕組みを率先して国作りに入れたことが強みとなりました。世界各国から幅広い分野の企業を誘致して、プロジェクト管理の手法で産業を振興しています。規律ある成長戦略の結果、2009年に通貨ユーロ導入を達成しました。さらに経済拡大が見込まれます。

当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

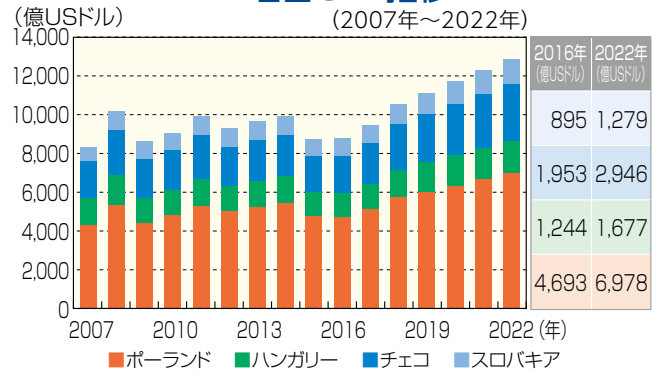
政府総債務残高(対GDP比)



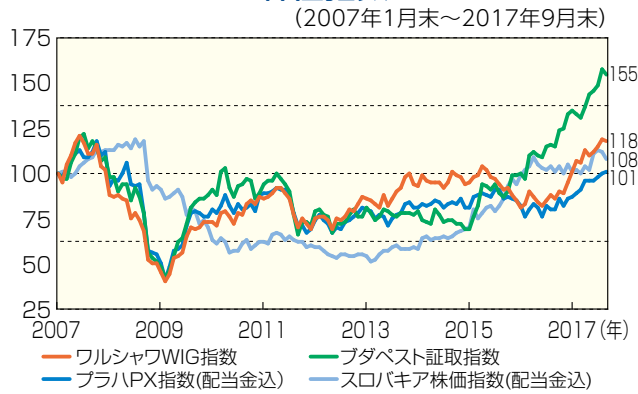
※2017年以降は推計値

出所:IMF2017年10月見通しよりカレラAM作成(2017年10月23日現在)

名目GDP推移

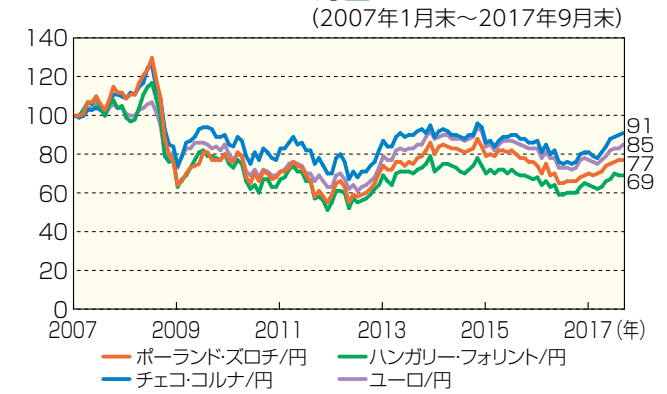


株価指数



出所:ブルームバーグ・データより配当金込株価指数を算出、2007年1月末を100としてカレラAM作成(2017年10月23日現在)

為替



出所:ブルームバーグ・データより2007年1月末を100としてカレラAM作成(2017年10月23日現在)

株式市場

	ポーランド	ハンガリー	チェコ	スロバキア
株式市場	ワルシャワ証券取引所	ブダペスト証券取引所	プラハ証券取引所	ブラチスラバ証券取引所
主な株価指数	ワルシャワWIG指数	ブダペスト証券取指数	プラハPX指数	スロバキア株価指数
時価総額	約1,928億USD	約291億USD	約546億USD	約53億USD
上場企業数	886	41	24	64

出所:世界取引所連盟、プラハ証券取引所、ブラチスラバ証券取引所データよりカレラAM作成(2017年9月末現在)

組入銘柄候補(例)

企業名	国名	業種	企業内容
PKOバンク・ポルスキ	ポーランド	銀行	預金をはじめとする多様な銀行業務に従事しています。
PKNオーレン	ポーランド	石油・天然ガス	石油製品の精製および販売に従事しています。
OTP銀行	ハンガリー	銀行	預金業務、為替、ローンなどのサービスを手掛けています。
リヒター・ゲデオン	ハンガリー	医薬品	心臓血管、中枢神経などに関する治療薬を製造しています。
CEZ	チェコ	公益	チェコ国内で石炭火力、水力、原子力の発電所を運営しています。
タトリ・マウンテン・リゾーツ	スロバキア	旅行業・娯楽	スキーなどのスポーツリゾートを保有し運営しています。

出所:ブルームバーグよりカレラAM作成(2017年10月23日現在)

当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。



2

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアを中心に、それらの周辺諸国を含む金融商品取引所に上場している企業または同諸国において関連する事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、不動産投資信託証券等に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

株式の価格変動リスク	当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
為替変動リスク	当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します（ただし、これに限定されるものではありません）。投資している通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	当ファンドは、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアを中心に、それらの周辺諸国の企業の株式等を主要投資対象とします。海外の株式に投資する場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。
資金移動に係るリスク	当ファンドの主要投資対象国であるポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアを中心に、それらの周辺諸国の政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。
予測不可能な事態が起きた場合等について	その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

- 運用部が投資方針、運用計画に基づくポートフォリオを構築し、投資政策委員会に上程します。
- コンプライアンス・オフィサーが法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行い、内部監査室が内部管理体制等の適切性、有効性の検証を行います。
- 運用管理委員会において、資産運用状況の総合的な分析、検討および適切な施策を決定します。



(参考情報)

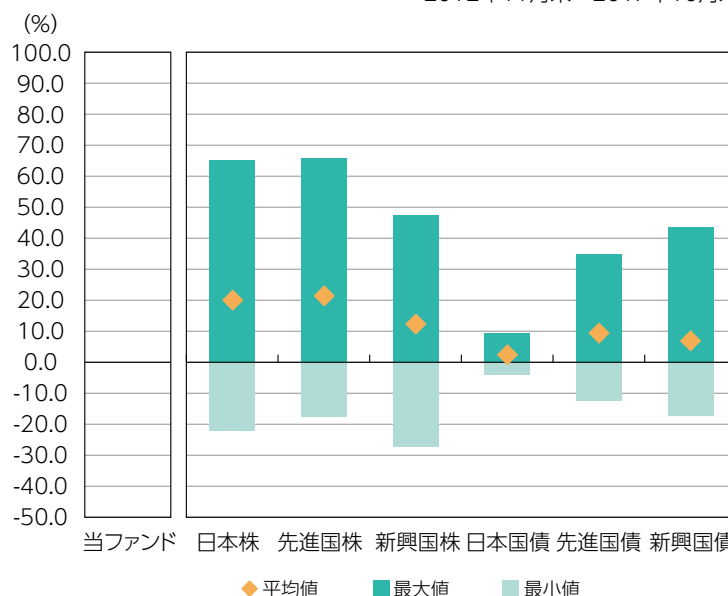
ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

本書作成日現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2012年11月末～2017年10月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	—	20.0	21.4	12.3	2.4	9.4	6.9
最大値	—	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	—	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2012年11月から2017年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、運用期間が1年未満であるため、掲載しておりません。
*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)
先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)
日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債
先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「シティ世界国債インデックス(除く日本)」は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。



3

運用実績

当ファンドは平成29年12月27日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。
当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドの運用実績は、委託会社または販売会社のホームページ等で開示する予定です。



4

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの銀行または証券取引所の休業日に該当する場合には、お申込みができません。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間：平成29年12月1日から平成29年12月26日まで 継続申込期間：平成29年12月27日から平成31年3月20日まで ただし、継続申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金請求には制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入申込を受付けない場合があります。 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。
信 託 期 間	平成29年12月27日から平成39年12月20日まで（信託設定日：平成29年12月27日）
繰 上 償 還	受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
決 算 日	原則として、毎年3月20日、6月20日、9月20日、12月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。 ※初回の決算日は平成30年3月20日とします。
収 益 分 配	委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 ※当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。 なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
信 託 金 の 限 度 額	当初申込期間：100億円を上限とします。 継続申込期間：1,000億円を上限とします。
公 告	電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.carrera-am.co.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年6月、12月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、受益者に対して交付運用報告書を交付します。また、運用報告書全体版は、電磁的方法により提供します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に 3.24%（税抜3.0%） の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。 ・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年1.5012%（税抜1.39%） の率を乗じて得た額とし、当該費用は毎決算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 ・信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	当該ファンドの純資産総額に対して	年率1.5012%（税抜1.39%）
	内 訳	委託会社 資金の運用指図等の対価 年率0.5832%（税抜0.54%）
		販売会社 購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理 年率0.8640%（税抜0.80%）
その他の費用・手数料	受託会社 運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価 年率0.0540%（税抜0.05%）	
	ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の作成、印刷および交付または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料（売買委託手数料、保管手数料等）、信託財産に関する租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等。 ※その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・監査費用：ファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料 ・保管費用：資産を海外で保管する場合の費用	

税金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税 [*] 及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税 [*] 及び地方税	〈譲渡所得として課税〉換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・上記は平成29年9月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合
NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。
ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。